



市 章

彦根市公報

令和6年(2024年)7月16日
第 1 9 2 0 号
火 曜 日

定日発行 毎月 1 日、15 日 2 回

目 次

○ 条例	
26 彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	1
27 彦根市市税条例の一部を改正する条例	2
28 彦根市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	2
29 彦根市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	2
30 彦根市水道事業布設工事監督者および水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例	3
○ 規則	
45 彦根市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則	3
○ 告示	
141 の 2 彦根市認可外保育施設指導要綱の一部改正	5
142 彦根市情報公開条例の実施状況の公表	5
143 彦根市個人情報の保護に関する法律施行条例の運用状況の公表	5
144 自転車等の移動および保管	6
145 認可地縁団体の告示事項の変更	6
146 予算の要領の公表	7
146 の 2 彦根市障害児保育処遇委員会設置要綱の一部改正	7
○ 公告	
公示送達について公告	7
○ 議会規則	
1 彦根市議会会議規則の一部を改正する規則	8
○ 水道事業告示	
5 の 2 彦根市水道事業給水停止実施要綱の一部改正	12

条例

彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 6 月 20 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市条例第 26 号

彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年彦根市条例第 60 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

彦根市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 6 月 20 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市条例第 27 号

彦根市市税条例の一部を改正する条例

彦根市市税条例(昭和 25 年彦根市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 34 条の 6 第 1 項中「もしくは金銭」を削り、同項第 1 号中「および第 3 号に掲げる寄附金(同条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)ならびに」を「から第 4 号までに掲げる寄附金および」に改める。

第 56 条中「第 64 条第 4 項」を「第 152 条第 5 項」に改める。

付則第 4 条の 2 を次のように改める。

第 4 条の 2 削除

付 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公益信託に関する法律(令和 6 年法律第 30 号)の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日から施行する。ただし、第 56 条の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 所得税法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 8 号)附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合におけるこの条例による改正後の彦根市市税条例第 34 条の 6 第 1 項(第 1 号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第 1 号中「寄附金および」とあるのは、「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 8 号)附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 78 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)および」とする。

彦根市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 6 月 20 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市条例第 28 号

彦根市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

彦根市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例(平成 26 年彦根市条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

第 29 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 31 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 44 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 47 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

彦根市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 6 月 20 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市条例第 29 号

彦根市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

彦根市病院事業の設置等に関する条例(昭和 42 年彦根市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

評価療養等告示に規定する後発医薬品のある新医薬品等の処方等または調剤に係る費用	評価療養等告示第 2 条第 15 号に規定する後発医薬品(以下「後発医薬品」という。)のある同号に規定する新医薬品等(以下「先発医薬品」という。)の薬価から当該先発医薬品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に 4 分の 1 を乗じて得た価格を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した点数に 10 円を乗じて得た額
---	---

付 則

この条例は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

彦根市水道事業布設工事監督者および水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 6 月 20 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市条例第 30 号

彦根市水道事業布設工事監督者および水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例

彦根市水道事業布設工事監督者および水道技術管理者の資格等に関する条例(平成 24 年彦根市条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 6 号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣および環境大臣」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

規則

彦根市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 7 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市規則第 45 号

彦根市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

彦根市国民健康保険条例施行規則(平成 9 年彦根市規則第 18 号)の一部を次のように改正する。

別記様式第 4 号を次のように改める。

様式第 4 号(第 11 条関係)

国民健康保険 限度額適用・標準負担額減額 認定申請書

彦根市長 様

年 月 日

被保険者証記号番号		滋彦	
世帯主	住所		
	氏名	(署名または記名押印)	生年月日 年 月 日
	個人番号		電話番号
限度額適用 減額対象者	氏名	生年月日	年 月 日
	世帯主との続柄	個人番号	
長期入院	該当・非該当	第三者行為	有・無
①	申請日の前1年間の入院期間(日数)	年 月 日から 日間 年 月 日まで	
	入院をした保険医療機関	名称	
		所在地	
②	申請日の前1年間の入院期間(日数)	年 月 日から 日間 年 月 日まで	
	入院をした保険医療機関	名称	
		所在地	
③	申請日の前1年間の入院期間(日数)	年 月 日から 日間 年 月 日まで	
	入院をした保険医療機関	名称	
		所在地	
④	申請日の前1年間の入院期間(日数)	年 月 日から 日間 年 月 日まで	
	入院をした保険医療機関	名称	
		所在地	

マイナ保険証(健康保険証としての利用登録を行った個人番号カード)を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

年 月 日

市区町村長が 証明する欄	下記に掲げる当該認定を受けようとする者の属する世帯の世帯主およびその世帯に属する被保険者に____年度の市(区)町村民税が課されていないことを証明する。 ____、____、____、 ____、____、____、 市区長村長名 印
-----------------	--

備考「市区町村長が証明する欄」は、保険者が市区町村であって、当該事実を公簿等によって確認することができる場合は、省略できる。

付 則

- この規則は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなすことができる。
- この規則の施行の際、現にある旧様式による書類については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

彦根市告示第 141 号の 2

彦根市認可外保育施設指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 6 月 19 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市認可外保育施設指導要綱の一部を改正する告示

彦根市認可外保育施設指導要綱(平成 20 年彦根市告示第 160 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「カまで」を「ウまで」に改め、同号エからカまでを削る。

第 9 条中「掲示する」を「掲示するとともに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する」に改める。

付 則

この告示は、令和 6 年 6 月 19 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

彦根市告示第 142 号

彦根市情報公開条例(平成 14 年彦根市条例第 56 号)第 36 条の規定に基づき、下記のとおり令和 5 年度の実施状況を公表する。

令和 6 年 6 月 27 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

- 公文書の公開の請求の件数 110 件
- 公文書の公開の決定をした件数(部分公開を含む。) 108 件
 - 公開決定 27 件
 - 部分公開決定 81 件
- 公文書の非公開の決定をした件数およびその理由
 - 件数 2 件
 - 理由
 - 不存在 1 件
 - 請求のあった公文書には、個人に関する情報が含まれており、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあり、彦根市情報公開条例第 7 条第 1 号に規定する非公開情報に該当するため 1 件
- 審査請求の件数 0 件
- 審査請求の処理状況 0 件

彦根市告示第 143 号

彦根市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 5 年彦根市条例第 6 号)第 18 条の規定に基づき、下記のとおり令和 5 年度の運用状況を公表する。

令和 6 年 6 月 27 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

- 開示請求、訂正請求および利用停止請求の件数
 - 開示請求 28 件
 - 訂正請求 0 件
 - 利用停止請求 0 件
- 開示決定等、訂正決定等および利用停止決定等の状況
 - 開示決定等 20 件
 - 開示決定 4 件
 - 部分開示決定 16 件
 - 訂正決定等 0 件

- (3) 利用停止決定等 0 件
- 3 不開示の決定をした件数およびその理由
- (1) 件数 8 件
- (2) 理由 不存在 8 件
- 4 審査請求の件数 2 件
- 5 審査請求の処理状況 2 件
- (1) 彦根市個人情報保護審査会の答申を受け、保有個人情報の開示をしない旨の決定処分を取り消し、改めて開示決定等を行ったもの 1 件
- (2) 彦根市個人情報保護審査会の答申を受け、保有個人情報開示(部分開示)決定処分についての審査請求を棄却したもの 1 件

彦根市告示第 144 号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成 9 年彦根市条例第 1 号。以下「条例」という。)第 11 条第 2 項の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 6 月 28 日

彦根市長 和田 裕 行

記

- 1 移動理由
条例第 11 条第 2 項に該当したため
- 2 移動区域
彦根ニュータウン第 2 公園 B
- 3 移動日時
令和 6 年 6 月 25 日 午後 2 時から午後 2 時 30 分まで
- 4 保管場所
彦根市山之脇町 33 番地 1 地先
- 5 保管期間
告示の日から 3 箇月間
- 6 返還日時
- (1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。)とする。
- (2) 返還時間は、午前 9 時から午後 5 時までとし、事前に市と協議の上、決定する。
- 7 返還手続
次のものを持参の上、保管場所で返還の申請をする。
- (1) 自転車等の鍵
- (2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
- (3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)
- 8 引取りのない場合の措置
保管期間経過後は、市において処分する。
- 9 問合せ先
彦根市都市政策部都市計画課(電話 0749-30-6124)

彦根市告示第 145 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、認可を受けた地縁による団体から告示された事項に変更があった旨の届出があったので、下記のとおり同条第 10 項の規定により告示する。

令和 6 年 7 月 1 日

根市長 和田 裕 行

記

変更事項

1 主たる事務所の所在地の変更

地縁による団体の名称	主たる事務所の所在地	
	変 更 前	変 更 後
サニーヒルズ自治会	(略)	(略)

2 代表者の変更

地縁による団体の名称	代表者の氏名および住所	
	変 更 前	変 更 後
芹町自治会	成宮 章浩 (略)	笠原 元 (略)
寺村自治会	古川 公昭 (略)	寺村 好美 (略)
サニーヒルズ自治会	武藤 政則 (略)	小池 倫央 (略)
金沢町中下自治会	藤堂 正一 (略)	村瀬 邦彦 (略)
田附町美浜自治会	北村 耕一 (略)	中村 航平 (略)

彦根市告示第 146 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 219 条第 2 項の規定により、令和 6 年 7 月 1 日市議会の議決を経た令和 6 年度(2024 年度)彦根市一般会計補正予算(第 3 号)、令和 6 年度(2024 年度)彦根市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)および令和 6 年度(2024 年度)彦根市一般会計補正予算(第 4 号)の要領を次のとおり公表する。

令和 6 年 7 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

(以下省略)

彦根市告示第 146 号の 2

彦根市障害児保育処遇委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 7 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市障害児保育処遇委員会設置要綱の一部を改正する告示

彦根市障害児保育処遇委員会設置要綱(平成 12 年彦根市告示第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 4 号中「子ども未来部長」を「障害福祉課の職員」に改める。

第 5 条の見出し中「および副委員長」を削り、同条第 1 項中「および副委員長」を削り、同条第 3 項中「副委員長は、委員長を補佐し、」を削り、「あるときは、」の次に「あらかじめ委員長が指名する委員が」を加える。

付 則

この告示は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

公 告

公示送達について公告

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所および事業所が明らかでないため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 231 条の 3 第 4 項により例による地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 20 条の 2 の規定により公示送達をする。

送達すべき書類は、彦根市上下水道部上下水道業務課において保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。

令和 6 年 6 月 21 日

彦根市長 和 田 裕 行

送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類
(略)	令和 6 年(2024 年)3 月 19 日付け彦上下業 2 第 477 号彦根市 上下水道部長通知(別紙を含む。)

議 会 規 則

彦根市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 7 月 1 日

彦根市議会議長 上 杉 正 敏

彦根市議会規則第 1 号

彦根市議会会議規則の一部を改正する規則

彦根市議会会議規則(昭和 42 年彦根市議会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

目次中「答弁書の朗読」を「答弁書の配布」に、「決定書の交付」を「決定の通知」に、

「第 153 条(懲罰動議の審査)」を 第 153 条(懲罰動議の審査) に、「第 160 条(会議規則の
第 153 条の 2(代理弁明)

「第 159 条の 2(電子情報処理組織による通知等)
疑義に対する措置)」を 第 159 条の 3(電磁的記録による作成等) に改める。
第 160 条(会議規則の疑義に対する措置)

第 3 条中「ときもまた」を「ときも、また」に改める。

第 4 条第 3 項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 7 条中「すべて」を「全て」に改める。

第 9 条第 1 項中「午前 9 時」を「午前 9 時 30 分」に改め、同条第 2 項中「ときは」の次に
「、会議に宣告することにより」を加え、同項ただし書中「はかつて」を「諮って」に改め、同
条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特
に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第 13 条中「行なう」を「行う」に改める。

第 15 条中「再び」を「、再び」に改める。

第 17 条中「そなえ」を「備え」に改める。

第 18 条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 19 条第 1 項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同項に次のただ
し書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第 19 条第 2 項および第 3 項中「承認」を「許可」に改める。

第 20 条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第 21 条中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 23 条中「終らなかった」を「終わらなかった」に改める。

第 24 条第 1 項中「終った」を「終わった」に改め、同条第 2 項中「終らない」を「終わらな
い」に、「はかつて」を「諮って」に改める。

第 25 条および第 26 条中「行なう」を「行う」に改める。

第 27 条中「行なう」を「行う」に改め、「(選挙の宣告)」を削る。

第 28 条第 1 項中「行なう」を「行う」に改める。

第 29 条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従って」に、「投票を備え付けの投票箱
に投入する」を「投票する」に改める。

第 30 条中「終った」を「終わった」に改める。

第 31 条第 3 項中「きいて」を「聴いて」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 投票の効力に係る法第 118 条第 6 項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第 35 条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第37条第1項中「(請願の委員会付託)」を削る。

第38条中「まって」を「待って」に改める。

第39条第1項中「ついで」を「次いで」に改め、同条第3項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第42条中「終った」を「終わった」に改める。

第44条第2項中「審査」の次に「または調査」を加え、「終らなかった」を「終わらなかった」に改め、「(付託事件を議題とする時期)」を削り、「会議」を「議会」に改める。

第45条第2項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第50条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第51条第4項中「当って」を「当たって」に改める。

第52条第1項中「すべて」を「全て」に、「終った」を「終わった」に改める。

第54条中「終った」を「終わった」に改め、同条ただし書中「終る」を「終わる」に改める。

第55条第1項中「すべて」を「全て」に、「こえて」を「超えて」に改め、同条第2項中「発言を」を「、発言を」に改め、同条第3項中「当って」を「当たって」に改める。

第56条中「こえる」を「超える」に改める。

第57条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第59条中「終らなかった」を「終わらなかった」に改める。

第60条第1項中「終った」を「終わった」に改め、同条第3項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第63条第2項中「はからなければ」を「諮らなければ」に改める。

第64条中「(質疑の回数)」および「(質疑または討論の終結)」を削る。

第65条中「または」を「、または」に改める。

第66条中「写」を「写し」に改め、同条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第67条中「とろうとする」を「採ろうとする」に改める。

第70条第1項中「とろうとする」を「採ろうとする」に改め、同条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第71条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第72条および第73条第1項中「行なう」を「行う」に改める。

第74条中「行なう」を「行う」に、「第27条(議場の出入口閉鎖)、第28条(投票用紙の配布および投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票の効力)、第32条(選挙結果の報告)第1項および第33条(選挙関係書類の保存)」を「第27条から第31条まで、第32条第1項および第33条」に改める。

第76条中「はかる」を「諮る」に改め、同条ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第77条第1項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第2項中「とる」を「採る」に、同項ただし書中「はかつて」を「諮って」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第77条の4第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第78条第1項中「記載し、または記録する」を「記載する」に改める。

第79条第1項中「配布(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。)をする」を「配布する」に改め、同条第2項中「(発言の取消しまたは訂正)」を削る。

第80条中「(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)」を削る。

第88条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第90条中「およびこれに」を「ならびにこれに」に、「表決」を「および表決」に、「行なう」を「行う」に改める。

第91条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第92条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に次のただし書を

加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第102条中「終った」を「終わった」に改める。

第103条中「申出なければ」を「申し出なければ」に改める。

第106条中「すべて」を「全て」に改める。

第108条第1項中「すべて」を「全て」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第109条第1項中「議員」の次に「(以下この条において「委員外議員」という。)」を加え、「聞く」を「聴く」に改め、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に、「申し出」を「申出」に改め、同条第3項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前項の委員外議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第110条第1項中「終った」を「終わった」に改め、同項ただし書中「終る」を「終わる」に改める。

第111条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第113条中「終らなかった」を「終わらなかった」に改める。

第114条第1項中「終った」を「終わった」に改め、同条第3項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第116条中「または」を「、または」に改める。

第117条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第118条第1項中「行なう」を「行う」に改め、同条第4項中「行なう」を「行う」に、「行なっている」を「行っている」に改め、同条第6項中「はかり」を「諮り」に改める。

第120条中「とろうとする」を「採ろうとする」に改める。

第123条第1項中「とろうとする」を「採ろうとする」に改め、同条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第124条第1項および第3項中「とる」を「採る」に改める。

第125条および第126条第1項中「行なう」を「行う」に改める。

第127条中「行なう」を「行う」に、「第28条(投票用紙の配布および投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票および投票の効力)および第32条(選挙結果の報告)第1項」を「第28条から第30条まで、第31条第1項から第3項までおよび第32条第1項」に改める。

第129条中「はかる」を「諮る」に改め、同条ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第130条第1項中「とる」を「採る」に改め、同項ただし書中「はかつて」を「諮って」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第133条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第133条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第133条第3項中「ものとする」を「ものとみなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第134条に次の1項を加える。

4 前項の紹介議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第135条第1項中「意見を付け、」を削り、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第137条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要であると認める」に改める。

第 138 条第 2 項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 141 条中「第 37 条(議案等の説明、質疑および委員会付託)第 3 項」を「第 37 条第 3 項」に改める。

第 142 条を次のように改める。

(決定の通知)

第 142 条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第 144 条ただし書中「により」の次に「会議への出席に必要と認められる物であって」を加え、「の許可を得たときは」を「にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第 149 条中「新聞紙、文書その他の資料」を「資料等」に改める。

第 151 条中「すべて」を「全て」に改め、同条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 152 条第 2 項ただし書中「第 49 条(秘密の保持)第 2 項」を「第 49 条第 2 項」に、「第 105 条(秘密の保持)第 2 項」を「第 105 条第 2 項」に改める。

第 153 条中「第 37 条(議案等の説明、質疑および委員会付託)第 3 項」を「第 37 条第 3 項」に、「ことは」を「ことが」に改める。

第 153 条の次に次の 1 条を加える。

(代理弁明)

第 153 条の 2 議員は、自己に関する懲罰動議および懲罰事犯の会議ならびに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会または委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第 154 条中「行なう」を「行う」に改める。

第 155 条中「こえる」を「超える」に改め、同条ただし書中「停止期内」を「停止期間内」に改める。

第 158 条の 2 中「新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延、災害等の発生等」を「大規模な災害等の発生等または重大な感染症のまん延」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、条例の例による。

第 9 章中第 160 条の前に次の 2 条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第 159 条の 2 議会または議長もしくは委員長(以下この条および次条第 1 項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項および第 6 項ならびに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第 1 項または第 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時(第 20 条、第 66 条、第 79 条第 1 項、第 117 条、第 132 条第 1 項および第 133 条第 1 項の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時または議会

等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機(入出力装置を除く。))による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧もしくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、または議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、もしくは連署し、または記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項または第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名または名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、または議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、または議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、または交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項または第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難または著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による作成等)

第159条の3 この規則の規定(第28条第1項(第74条において準用される場合を含む。))を除く。)において議会等が文書等を作成し、または保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

第160条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第78条第1項の改正規定、第79条第1項の改正規定、第80条の改正規定および第9章中第160条の前に2条を加える改正規定は、議長が定める日から施行する。

水道事業告示

彦根市水道事業告示第5号の2

彦根市水道事業給水停止実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年7月1日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市水道事業給水停止実施要綱の一部を改正する告示

彦根市水道事業給水停止実施要綱(平成10年彦根市水道部告示第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「市長」を「水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)」に改める。

第3条から第5条までを次のように改める。

(給水停止の予告)

第3条 管理者は、前条の規定により決定した給水停止予定者に対し、上水道給水停止予告通知書(別記様式第1号)により納期限を定めて通知するものとする。

(給水停止の執行)

第4条 管理者は、給水停止予定者が上水道給水停止予告通知書に記載された最終納期限までに

水道料金を納付しなかった場合は、給水停止をし、上水道給水停止通知書(別記様式第 2 号)により通知するものとする。

- 2 給水停止は、止水栓止め、バルブ止め、停水キャップの利用、メーター引揚げまたは配水管との連絡切断により行うものとする。
- 3 給水停止に係る事務処理は、給水停止をした日を休止日とし、給水の休止業務に準じて取り扱うものとする。
(通知書の送達)

第 5 条 上水道給水停止予告通知書および上水道給水停止通知書(以下「通知書」という。)は、郵送または職員(委託事業者の職員を含む。)による交付送達によるものとする。

- 2 前項の規定により通知書を郵送する場合は、特定記録等追跡可能な方法により、給水停止予定者の住所、居所または事務所もしくは事業所へ送達するものとする。
- 3 第 1 項の規定により通知書を交付送達する場合は、前項の規定による送達すべき場所において、その送達を受けるべき者に通知書を交付して行う。ただし、その者に異議がないときは、その他の場所において交付することができる。
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、交付送達は、前項の規定による交付に代え、当該各号に掲げる行為により行うことができる。

- (1) 送達すべき場所において通知書の送達を受けるべき者に出会わない場合 その使用人その他の従業者または同居の者で書類の受領について相当のわきまえのあるものに通知書を交付すること。
- (2) 通知書の送達を受けるべき者その他前号に規定する者が送達すべき場所にいない場合またはこれらの者が正当な理由がなく書類の受領を拒んだ場合 送達すべき場所に書類を差し置くこと。

第 7 条第 1 項中「給水停止日」を「管理者は、給水停止日」に、「滞納者」を「給水停止予定者」に、「。以下「誓約書」という。)により誓約した」を「)、水道料金等滞納金額一覧表(別記様式第 4 号)および納付計画書(別記様式第 5 号)を提出した」に改め、「一時保留する」の次に「ものとする」を加え、同条第 2 項を次のように改める。

- 2 管理者は、前項の規定により給水停止を一時保留された者が納付計画書に基づく納付を怠った場合は、給水停止を行うものとする。

第 8 条中「水道料金滞納者」を「給水停止をされた者」に改める。

第 9 条中「市長」を「管理者」に改める。

別記様式第 3 号を次のように改める。

様式第 3 号(第 7 条関係)

年 月 日

彦根市長 様

住 所

または所在地

氏 名

または名称

電 話 番 号 (— —)

※個人の場合は自署、法人の場合は代表者印を押印してください。

水道料金等納付誓約書

私は、水道料金等の滞納について、その金額および内訳が水道料金等滞納金額一覧表(別記様式第 4 号)のとおりであることを認めます。また、滞納分の水道料金等の納付について、納付計画書(別記様式第 5 号)に記載の納付計画の遵守を誓約します。

なお、誓約不履行の場合は、彦根市がその債権回収に必要な範囲で、私に関する下記の個人情報について彦根市を含む各自治体の債権管理所管部署、官公署、事業者その他関係機関から情報の提供を受けて利用することに同意します。また、給水停止、民事執行、滞納処分等の措置を受けても異議を申し立てません。

記

- 1 金融機関が保有する取引口座の有無、取引状況、出資金等の情報
- 2 勤務先の名称および所在地
- 3 勤務先が保有する給料、報酬等の情報
- 4 保険会社が保有する保険加入状況、保険契約等の情報
- 5 取引先が保有する売掛金等の情報
- 6 賃貸物件の貸主、管理会社、仲介業者等が保有する債務者の連絡先、転居先住所等の情報
- 7 年金支払者が保有する年金等の情報
- 8 所有する自動車の情報
- 9 その他関係機関等が有する債権の回収に必要な情報

別記様式第 3 号の次に次の 2 様式を加える。
様式第 4 号(第 7 条関係)

作成日： 年 月 日

水道料金等滞納金額一覧表

水栓所在地	彦根市		
氏名		お客様番号	— —

調定年月	滞納金額(円)			
	水道料金	下水道使用料	督促手数料	合計
合計				

様式第 5 号(第 7 条関係)

作成日： 年 月 日

納付計画書

水栓所在地	彦根市		
氏名		お客様番号	— —

回数	履行期限 (支払期日)	納付金額(円)	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
合計			

付 則
この告示は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。
